

原著 新聞を用いた児童生徒のいじめが関連した自殺の定量的検討 —形式知による自殺予防—

瀧澤 透

青森県立保健大学健康科学部

Basic Quantitative Evaluation of Bullying-related Suicide among Students by Using Newspaper Reports —Working toward the Prevention of Suicide through Explicit Knowledge—

Tohru Takizawa

Faculty of Health Science, Aomori University of Health and Welfare

Background: The suicide statistics (circumstances : bullying) published by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) are reflective of the situations in which victims are placed and do not provide data on suicide resulting from bullying.

Objective: This study aims to confirm the results of an investigation by the third-party investigation committee from newspaper reports. By supplementing the information obtained, the goal is for the MEXT's suicide statistics (on bullying issues) to become the "recognition of bullying" suicide statistics. Furthermore, by collecting data from newspaper reports (e.g., gender, grade, month, and day of the week), this study intends to quantitatively analyze the information available on suicide resulting from bullying. Lastly, this study aims to obtain explicit knowledge to help prevent suicides resulting from bullying.

Methods: The data for this study consists of online newspaper reports over a period of 8 years, 2012-2020.

The subjects of analysis were Japanese elementary, junior high, and high school students. First, the statistics obtained by the study on the number of suicides resulting from bullying were compared by year with MEXT's statistics. The statistics were then tabulated on gender and grade of students; the semester, month, and day of the week when the bullying-related suicide took place; and the time taken for bullying certification by the third-party investigation committee. Chi-square tests were conducted to analyze the presence or absence of bullying vis-à-vis the sexes/grades of the students. An adjusted residual analysis was conducted as a post hoc test in the case of a significant result of the chi-square test.

Results: The results of the tally of 72 cases of suicide due to bullying are as follows. In junior high and high school, male students outnumber female students with more cases of suicide due to bullying occurring in the second year. In terms of month, July displayed the highest number of cases (12 cases). Moreover, the majority of cases (16 cases) occurred on Wednesdays. The results of the chi-square test indicated a significant difference in suicides resulting from bullying across the grades of junior high school students ($p < 0.005$). However, results obtained from the adjusted residual analysis indicated significantly less incidences of suicide resulting from bullying among third graders in junior high school ($p < 0.01$).

Conclusion: This study was able to provide a concrete analysis of the reality of suicides resulting from bullying and the results can be presented in explanatory text or graphs as explicit knowledge.

Key words : bullying, suicide, the third-party investigation committee, newspaper report
いじめ, 自殺, 第三者委員会, 新聞報道

I. 緒言

いじめが背景にあると考えられる自殺の実態を示す統計は、文部科学省（以下、文科省とする）の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」¹⁾にある、「自殺した児童生徒が置かれていた状況」がその役割を果たしている。しかし、実態と

して見る場合、いくつかの留意しなければならない問題がある。この自殺の統計には、家庭不和や進路問題、異性問題とならんで「いじめの問題」の項目があり、これらの項目は警察や他の児童生徒からの情報があれば選択され校種別に集計される。そして「いじめの問題」（以下、「文科省自殺統計（いじめの問題）」とする）では、平成23（2011）年度以降、置かれていた状況の例として「い

じめられ、つらい思いをしていた。保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかと訴えがあった。自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた。」といった具体例が示されているが、これらより「文科省自殺統計―置かれていた状況（いじめの問題）」は、発生後の校内アンケートや聞き取り調査、また警察情報を踏まえた「置かれていた状況」であると推察される。

しかし、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」は年度毎に集計され翌年度秋頃に公表されていることより、置かれていた状況（いじめ）については第三者委員会による調査結果が反映されにくいという問題がある。また、今日ではわずかとなったが、当初は教育委員会や学校によって「いじめによる自殺でない」と公表されたものの、数年後に「いじめが原因による自殺」とされる事案も「文科省自殺統計（いじめの問題）」には含まれていない。平成25（2013）年のいじめ防止対策推進法は、重大事態の場合に事実関係の調査など必要な措置を法律上義務づけた（第28条）。これに伴い文科省が平成23（2011）年に示した「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（以下、指針とする）」³⁾も「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」に改訂され⁴⁾、それまで以上に第三者委員会によるいじめの有無やいじめとの因果関係についての調査がなされるようになった。この調査は数年程度かかる場合もあり、また再調査となる事案も少なくない。

つまり「文科省自殺統計（いじめの問題）」は、警察情報や児童生徒からの聞き取りなど基本調査を踏まえたものであったとしても「置かれていた状況」の段階のものであり、全てがいじめ認定された自殺の統計ではない。この「文科省自殺統計（いじめの問題）」を利用する者が、第三者委員会の調査結果を踏まえた自殺の実態統計を知るためには、第三者委員会の調査報告書を全て収集・分析すれば可能となる。一部の調査報告書は個人情報を伏せた公表版が自治体ホームページで一定期間公開されたり、教育委員会に問い合わせをすることでその印刷物を入手できる。しかし、概要版や公表版も含め全ての報告書を入手することは個人情報保護の観点からも極めて困難である。

一方で新聞を中心としたメディアは、第三者委員会による調査報告書が教育委員会に答申される際、多くの場合は報道を行っている。特に不誠実な対応や隠蔽などがあった場合は報道も過熱する⁵⁾。一方で遺族の強い意向等があれば報告書の内容は新聞等で報道されることはない⁶⁾。第三者委員会の調査が行われた、いじめが背景にあると考えられた自殺が全て報道されるわけではないことに留意しつつも、この報道内容に着目すれば、「文科省自殺統計（いじめの問題）」に第三者委員会の調査結果を反映させること、また、学校や教育委員会の不誠実な対応などで漏れ落ちた事例を補完することが可能とな

る。「置かれていた状況」の段階の集計値を「いじめ認定された」統計数値にする調査研究はいじめが関係した自殺を予防する上で学術的に意義がある。また隠蔽を理由に未だ文科省自殺統計（いじめの問題）に追加されていない状況を是正することは、いじめが関連した自殺死亡数をより正しく把握することを意味し意義がある。

さらに性別や学年、自殺があった日付といった情報も同時に報道されることから、いじめが背景にあると考えられた自殺の定量的検討を行うことが可能となる。文科省自殺統計（いじめの問題）は校種の情報しかなく、性別や学年がわからないという問題があった。しかし定量的検討によりいじめが関連した自殺の客観的な情報、つまり形式知を得ることができ、自殺予防の環境が一層整う。いじめが関連した自殺の多い学年や多い月があるとすれば、その情報を事前に知っておくことと知らないのでは、児童生徒の対応に大きな違いがある。

これまでの先行研究を概観するといじめが関連した自殺の実態研究は、ある個別の事例を詳細に分析する定性的方法と、多くの事例より定量的に検討する方法に分けられる。まず、個別の事例について深く追跡・研究したものと、末光は中学生の自殺事例を検討している^{7,8)}。学術以外では新聞社による詳細な報告が多数ある。例えば共同通信大阪社会部は大津いじめ自殺を⁹⁾、また毎日新聞社会部と中日新聞本社・社会部は愛知県西尾市の中2自殺事件を追っている^{10,11)}。これら新聞社の報告は事実確認や提言も含め学術研究より精緻なものとなっている。次に定量的にいじめが関連した自殺を検討した研究については、これまでほとんどなされていない。山崎は新聞記事より平成6（1994）年12月～平成9（1997）年11月の3年間のいじめが関連した自殺36事例（いじめの関連が示唆されるものや自殺未遂を含む）を性別・校種別・学年別に検討している^{12,13)}。また教育評論家の武田は、いじめが関連した自殺を新聞記事や直接遺族から聞くなどして収集した、昭和61（1986）～平成15（2003）年度のいじめが関連した自殺71事例を分析している¹⁴⁾。しかしこれらの量的研究では、当時のいじめ認定があいまいであったり、うやむやにされたり隠蔽されることもあったため詳細な量的検討がなされていない。

そこで本研究は、第三者委員会による調査がなされ始めた以降、主に新聞報道より第三者委員会による調査結果（再調査結果を含む）を確認することで、この「文科省自殺統計（いじめの問題）」を補完し、「置かれていた状況」の統計をより実態に即した「いじめ認定」の統計にすることを目的とする。併せて新聞報道から得られた性別や学年、自殺の時期などの情報より、いじめが関連した自殺の実態を定量的に検討することで自殺予防に資する形式知を得ることを目的とする。

Ⅱ. 方 法

1. 分析対象

分析対象は、平成24（2012）年4月から令和2（2020）年3月までの8年間に起こった小学生、中学生、高校生のいじめが関連した自殺とした。なお、本研究が用いる「いじめが関連した自殺」とは、いじめる側が児童・生徒であり、第三者委員会もしくは学校の設置者（首長もしくは教育委員会、理事長等）が「いじめを認定したもの」をいう。この場合、「いじめが関連した自殺」には、第三者委員会が「いじめと自殺の因果関係が明白である」としたものを、学業や部活の悩みなどを指摘して「自殺は複合的な要因である」「いじめは一因である」としたものを、さらに「自殺といじめの関係は不明である」としたものを、「いじめと自殺の関係はない」としたものの全てのケースを含むものとする。また、この「いじめの認定」は令和3（2021）年8月末までの新聞報道で確認された事例とした。

2. 資 料

いじめが関連した自殺を抽出する際に用いた資料は、「第三者委員会がいじめ認定をした新聞記事」であり、これらは新聞記事データベース（読売新聞記事データベース（ヨミダス歴史館）、朝日新聞記事データベース（聞蔵Ⅱビジュアル））を主とした。このほか、武田による近年の重大事態をまとめた資料も参照している¹⁵⁾。

いじめが関連した自殺について、その背景など詳細を知るために入手ができた6つの第三者委員会調査報告書（概要版や公表版）、およびインターネット上で閲覧可能な複数の新聞記事（地方紙も含めた新聞電子版）も適宜、参考とした。

3. 資料分析の手順

まず「文科省自殺統計（いじめの問題）」と、新聞報道や調査報告書によって得られた本研究のいじめ認定のあった自殺の件数を校種別年度別に比較した。次に抽出された事例から性別、学年、自殺のあった学期、長期休暇明けの自殺、自殺のあった月と曜日、いじめ認定に要した時間の各項目について単純集計を行った。性別では中学生で性別不明1事例を除いて集計した。自殺のあった学期は3学期制として集計した。長期休暇明けの自殺は、夏季・冬季・春季休業後の始業式のおよそ1週間前後および新学期を苦痛としたもの、またゴールデンウィークは期間中と休み明け前後について集計した。自殺のあった月はさらに上旬・中旬・下旬の旬間別に集計した。いじめ認定に要した時間は、自殺の発生日から第三者委員会の答申日、もしくは再調査があった場合は再調査報告書の答申日までの期間とし（再調査継続中であり最初の答申でいじめ認定されている場合は最初の答申日まで）、月数を小、中、高校生のそれぞれで算定した（なお高校生では算出不能な1事例を除いた）。

さらに、単純集計で得られた中学生と高校生の自殺に

ついて、性別と学年別の関連を明らかにするために、いじめ認定の有無別に性差と学年差の比較検討を行った。便宜的にいじめ認定されていない児童生徒の自殺を「いじめ無し」としたが、その自殺死亡数の求め方は次のとおりである。文科省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について¹⁾」にある「自殺した児童生徒の学年別、男女別内訳」のデータを用い、校種別に平成24～令和元年度の8年間分を性別・学年別に合計し、そこから本研究によって単純集計された校種別の性別自殺死亡数と学年別自殺死亡数をそれぞれ減ずることで「いじめ無し」自殺死亡数を算出した。

4. 統計的分析

いじめ認定に要した時間の校種間の比較についてはKruskal-Wallis検定を行った。性別および学年別の関連については、中学生と高校生のそれぞれの校種で、いじめ認定の有無別に χ^2 検定を行った。統計的に有意な関連が見られた場合は調整済み残差値（adjusted residual：以下ARとする）を用いた残差分析を行った。なお、小学生は期待値が5未満のセルが多く分析をしていない。いずれも両側検定であり、有意水準は5%未満とした。用いた統計ソフトはIBM SPSS Statistics23（日本アイ・ビー・エム株式会社）である。

5. 倫理的配慮

本研究は、新聞記事にある情報と文科省の統計を用いている。個人名もしくは学校名や住所地など個人が特定される情報が新聞に記載されている場合があるが、本研究では利用しない。また自殺が発生した日付より曜日の集計をしたものの、発生日の記載は行っていない。本研究は性別や学年などを量的な情報として検討しており、個々の事例を深く分析することはない。

Ⅲ. 結 果

1. いじめ認定された自殺の件数

1) 自殺死亡数といじめ認定

分析期間とした8年間のいじめが認定された自殺は、確認ができたもので小学生5例、中学生45例、高校生は22例の合計72例であった（表1）。このうち第三者委員会がいじめを認定したものは、小学生5例（100.0%）、中学生42例（93.3%）、高校生21例（95.5%）の合計68例（94.4%）であった。

第三者委員会以外がいじめ認定は、中学生では教育委員会の認定（遺族が第三者委員会の調査を望まなかった）、私立中学校の調査委員会による認定、首長による認定（第三者委員会の報告を受けたのち）があった。高校生では外部有識者を交えた学校の調査委員会による認定があった。これら4例も「いじめが関連した自殺」とした。

なお、第三者委員会が示したいじめと自殺の関係については、これら合計72例中43例で確認でき¹⁵⁾、「いじめと自殺の因果関係がある」「いじめが原因である」としたものは12例、「いじめが主要な要因である」「主な原因

表1 平成24～令和元年度の校種別にみたいじめが関連した自殺（発生日、学年、性別、いじめ認定状況）

校種	年度 (元号(西暦))	発生日	学年	性別	学期	長期 休業	第三者委	いじめ認定	認定までの 期間	備考	引用記事 ^{※1}
小学校	平25 (2013)	7月上旬	6年	女子	1学期		○	2015年2月	1年6か月		朝日新聞2015年2月3日
	平27 (2015)	10月中旬	4年	男子	2学期		○	2018年3月	2年5か月		読売新聞2018年3月31日
	平29 (2017)	5月上旬	5年	女子	1学期	○	○	2019年7月	2年2か月	再調査	朝日新聞2020年2月29日
		11月中旬	6年	女子	2学期		○	2018年3月	4か月		朝日新聞2018年3月28日
令元 (2019)	7月中旬	6年	男子	1学期		○	2021年2月	1年7か月		朝日新聞2021年2月9日	
中学校	平24 (2012)	6月中旬	2年	男子	1学期		○	2012年12月	6か月		読売新聞2012年12月29日
		7月上旬	3年	男子	1学期		○	2014年4月	1年9か月		読売新聞2014年5月31日
		9月下旬	1年	男子	2学期		○	2012年11月	2か月		読売新聞2012年11月6日
		12月上旬	1年	女子	2学期		○	2013年2月	2か月	私立中学校 学校認定	読売新聞2013年2月24日
		3月下旬	1年	女子	春休み		○	2015年4月	2年1か月		読売新聞2015年4月24日
	平25 (2013)	4月上旬	2年	男子	1学期	○	○	2014年3月	11か月		読売新聞2014年3月5日
		5月上旬	3年	女子	1学期	○	○	2013年11月	6か月		読売新聞2013年11月17日
		5月中旬	3年	男子	1学期		○	2013年12月	7か月		読売新聞2013年12月28日
		7月上旬	2年	男子	1学期		○	2014年3月	8か月		読売新聞2014年3月28日
		11月上旬	2年	男子	2学期		○	2016年3月	2年4か月		読売新聞2016年3月30日
		1月上旬	1年	女子	冬休み	○	○	2015年10月	1年9か月		読売新聞2015年10月6日
		1月上旬	3年	男子	冬休み	○	○	2016年1月	2年		読売新聞2016年1月7日
		平26 (2014)	4月上旬	3年	男子	1学期	○	区長認定	2018年6月	4年2か月	区長認定 (第三者委は認めず)
	5月下旬		2年	男子	1学期		○	2015年10月	10か月		朝日新聞2015年3月26日
	9月下旬		1年	男子	2学期		○	2015年8月	11か月		読売新聞2015年8月22日
	3月中旬		2年	女子	3学期		○	2016年3月	2年		朝日新聞2016年3月18日
	平27 (2015)		7月上旬	2年	男子	1学期		○	2016年12月	1年5か月	
		8月下旬	1年	男子	夏休み	○	○	2018年11月	3年3か月		読売新聞2018年11月15日
		9月上旬	3年	男子	夏休み	○	○	2016年3月	6か月		読売新聞2016年3月12日
		11月上旬	1年	男子	2学期		○	2016年9月	10か月		読売新聞2016年9月3日
		11月中旬	3年	女子	2学期		○	2019年3月	3年4か月		読売新聞2019年3月21日
		2月上旬	2年	男子	3学期		○	2018年12月	3年10か月	再調査	朝日新聞2018年12月22日
	平28 (2016)	8月中旬	1年	男子	夏休み	○	○	2018年3月	1年7か月	再調査	朝日新聞2018年3月10日
		8月下旬	2年	女子	2学期	○	○	2018年7月	1年11か月	再調査	朝日新聞2018年8月2日
		8月下旬	1年	男子	夏休み	○	○	2017年8月	1年		読売新聞2017年10月31日
		9月中旬	2年	女子	2学期		○	2017年12月	1年3か月		読売新聞2017年12月24日
		10月上旬	3年	女子	2学期		○	2019年4月	2年6か月	再調査	読売新聞2019年4月17日
		12月上旬	2年	女子	2学期		○	2020年6月	3年6か月	再調査	朝日新聞2020年6月23日
		1月下旬	1年	男子	3学期		○	2017年12月	11か月		読売新聞2017年12月26日
		2月中旬	2年	女子	3学期		○	2018年2月	1年		読売新聞2018年2月20日
平29 (2017)	4月下旬	2年	男子	1学期		○	2019年8月	2年4か月		読売新聞2019年8月10日	
	5月上旬	2年	女子	1学期	○	○	2018年1月	8か月		毎日新聞2019年5月31日	
	6月下旬	2年	男子	1学期		○	2018年10月	1年4か月		朝日新聞2018年10月6日	
	7月上旬	1年	男子	1学期		○	2018年8月	1年1か月		読売新聞2019年12月14日	
	7月下旬	3年	女子	夏休み		○	2018年12月	17か月		読売新聞2018年12月29日	
	12月中旬	2年	女子	3学期		○	2019年3月	1年3か月		読売新聞2019年3月19日	
	1月上旬	1年	女子	冬休み	○	○	2021年7月	3年6か月		朝日新聞2021年7月31日	
	1月下旬	1年	男子	3学期		○	2020年3月	2年2か月		朝日新聞2020年3月27日	
	平30 (2018)	8月下旬	2年	女子	夏休み	○	○	2021年5月	2年9か月	再調査	東京新聞2021年5月14日
		11月中旬	2年	男子	2学期		○	2021年6月	2年7か月		朝日新聞2021年6月4日
12月下旬		2年	不明	冬休み		○	2021年8月	2年8か月	再調査	産経新聞2021年8月31日	
1月中旬		2年	女子	3学期		教委認定	2019年6月	5か月	遺族が第三者調査望まず	読売新聞2019年6月15日	
令元 (2019)	7月上旬	3年	男子	1学期		○	2019年5月	5か月		朝日新聞2019年12月24日	
	7月上旬	3年	男子	1学期		○	2021年7月	2年	再調査	朝日新聞2021年7月13日	
	7月下旬	3年	女子	夏休み		○	2021年6月	1年11か月		朝日新聞2021年6月23日	
高等学校	平24 (2012)	9月上旬	2年	男子	2学期	○	○	2013年5月	8か月	学校設置の第三者委員会	読売新聞2013年5月10日
		平25 (2013)	4月中旬	3年	女子	1学期	○	○	2015年1月	1年9か月	
	8月中旬		1年	女子	夏休み		○	2017年7月	3年11か月	再調査	読売新聞2017年7月15日
	11月中旬		3年	男子	2学期		○	2015年3月	1年8か月	私立高校が設置	読売新聞2015年3月31日
	2月下旬		1年	男子	3学期		学校認定	翌月	1か月	学校の調査委員会+外部有識者	読売新聞2014年3月27日
	平26 (2014)	7月上旬	2年	女子	1学期		○	2015年3月	8か月	再調査	読売新聞2015年3月4日
		8月中旬	1年	男子	夏休み		○	2019年3月	4年7か月	再調査	読売新聞2019年3月28日
		11月上旬	3年	男子	2学期		○	2017年11月	3年	初期調査不認定	読売新聞2019年3月12日
	平27 (2015)	9月中旬	2年	女子	2学期		○	2017年3月	1年6か月	再調査	読売新聞2017年3月29日
		12月上旬	1年	男子	2学期		○	2017年7月	1年7か月		読売新聞2017年7月22日
	平28 (2016)	7月下旬	2年	男子	夏休み		○	2019年2月	2年7か月	再調査	読売新聞2019年2月6日
		秋 ^{※2}	2年	男子	2学期		○	2019年8月	不明 ^{※1}		毎日新聞2019年8月9日
			11月下旬	1年	男子	2学期		○	2018年9月	1年10か月	
	平29 (2017)	4月中旬	2年	女子	1学期	○	○	2018年5月	1年1か月		読売新聞2018年5月15日
		4月中旬	2年	女子	1学期		○	2019年5月	2年1か月	再調査	読売新聞2019年8月17日
		4月中旬	2年	男子	1学期		○	2018年11月	1年7か月	私立、学校側が設けた第三者委員会	読売新聞2019年11月7日
	平30 (2018)	5月中旬	3年	女子	1学期		○	2020年4月	1年11か月	再調査	読売新聞2020年5月1日
		6月下旬	2年	男子	1学期		○	2019年3月	9か月		読売新聞2019年3月28日
		6月下旬	3年	男子	1学期		○	2020年1月	1年7か月		読売新聞2020年1月31日
		8月中旬	1年	男子	夏休み		○	2020年3月	1年7か月	再調査 (継続中) ^{※3}	読売新聞2020年3月7日
1月中旬		2年	男子	冬休み	○	○	2021年3月	3年2か月	再調査	朝日新聞2021年3月31日	
2月上旬		2年	女子	3学期		○	2020年11月	2年9か月	再調査 (継続中) ^{※3}	朝日新聞2020年11月28日	

※1 主に新聞データベース (ヨミダス歴史館, 開蔵Ⅱビジュアルほか) の記事とした。
 ※2 事件発生の月日の報道がない。認定までの期間は算出してない。
 ※3 再調査継続中のため、いじめ認定をしている当初の第三者委調査の答申日までを期間とした。

である」などは6例、「複合的な要因による」「いじめも一因である」としたものは19例、「いじめと自殺の因果関係はない」「いじめが原因とするのは困難である」などと否定したものは3例、そして「いじめと自殺の関係は不明である」が3例であった。

2) 年度別のいじめが関連した自殺死亡数と文科省自殺統計（いじめの問題）との比較

学校種別にみた年度別のいじめが関連した自殺死亡数は表2のとおりとなった。本研究のいじめが関連した自殺死亡数は、平成27(2015)年度の高中生と令和元(2019)年度の小中高生を除き、いずれの年度も文科省自殺統計（いじめの問題）と一致もしくは上回っていた。

2. いじめが関連した自殺の定量的な把握

1) 性別と学年別

性別では小学生が男子2人(40.0%)、女子3人(60.0%)であった。また中学生では男子26人(59.1%)、女子18人(40.9%)、高校生では男子14人(61.9%)、女子8人(38.1%)であり、中学生と高校生ともに男子が約6割と多かった。

学年別では小学生では4年生1人(20.0%)、5年生1人(20.0%)、6年生3人(60.0%)であった。また中学生では1年生13人(28.9%)、2年生20人(44.4%)、3年生12人(26.7%)、高校生では1年生6人(27.3%)、2年生11人(50.0%)、3年生5人(22.7%)、4年生0人(0.0%)であり、中学生と高校生ともに2年生が約半数と多かった。

2) 自殺のあった学期と長期休業明けの自殺

自殺のあった月日を、学期別および長期休業別に整理すると図1のとおりとなった。中学生では中学2年1学期が8人と最も多く、次いで3年1学期が6人であった。また、高校生でも2年1学期が5人と最も多く、中学生と高校生はともに2年生1学期が多かった。

なお、長期休業明け前後の自殺は小学生1人(20.0%)、

中学生で11人(24.4%)、高校生で4人(18.2%)であった。

3) 自殺のあった月と曜日

全72例のうち自殺のあった年月が明らかな71例について月別に、日が明らかな70例について曜日別に発生状況を検討した。月別では7月が12例と最も多く、逆に3月と10月は2例と少なかった。図2では月をさらに旬間別に分けたが、7月上旬が8例と多かった。曜日別では水曜日が16例と多く、逆に土曜日が4例と少なかった。このほか金曜日が12例、月曜日が11例、木曜日が10例、火曜日が9例、日曜日が8例であった。なお月曜日は祝日が2回、木曜日と金曜日は各1回あった。

4) いじめ認定に要した時間

いじめ認定に要した時間は、小学生平均19.2か月、中学生平均19.9か月、高校生平均23.0か月であった。Kruskal-Wallis検定を施したが統計的に差はなかった。なお再調査は21例(29.2%)あった。内訳は小学生1例(20.0%)、中学生10例(22.2%)、高校生10例(45.5%)と高校生が多かった。

3. 性別および学年別の特徴—いじめ認定の有無別の比較

1) いじめが関連した自殺と校種別・性別の関連

中学生と高校生のいじめが関連した自殺の性差について、いじめ認定の有無別に χ^2 検定を行ったところ、統計的な差は見られなかった(表3)。

2) いじめが関連した自殺と校種別・学年別の関連

いじめが関連した自殺の学年差について、いじめ認定の有無別に χ^2 検定を行った(表4)。その結果、中学生では、1年生が103人中13人(12.6%)、2年生が180人中20人(11.1%)と多く、3年生が283人中12人(4.2%)となった。統計的に有意な差があり(χ^2 検定: $p<0.005$)、残差分析の結果3年生($AR=3.26:p<0.01$)のいじめ認定の自殺死亡数が有意に少なかった。なお高校生では差がみられなかった。

表2 年度別・校種別にみたいじめが関連した自殺死亡数(文科省自殺統計(いじめの問題)との比較)

年度	本研究			文科省			自殺総数(参考)		
	いじめが関連した自殺	いじめの問題		自殺総数(参考)					
	小	中	高	小	中	高	小	中	高
平24(2012)	0	5	1	0	5	1	6	49	140
平25(2013)	1	7	4	0	7	2	4	63	173
平26(2014)	0	4	3	0	3	2	7	54	171
平27(2015)	1	6	2	1	5	3	4	56	155
平28(2016)	0	8	3	0	8	2	4	69	172
平29(2017)	2	8	3	2	6	2	6	84	160
平30(2018)	0	4	6	0	3	6	5	100	227
令元(2019)	1	3	0	2	7	1	4	91	222
合計	5	45	22	5	44	19	40	566	1,420

文科省：平成24～令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

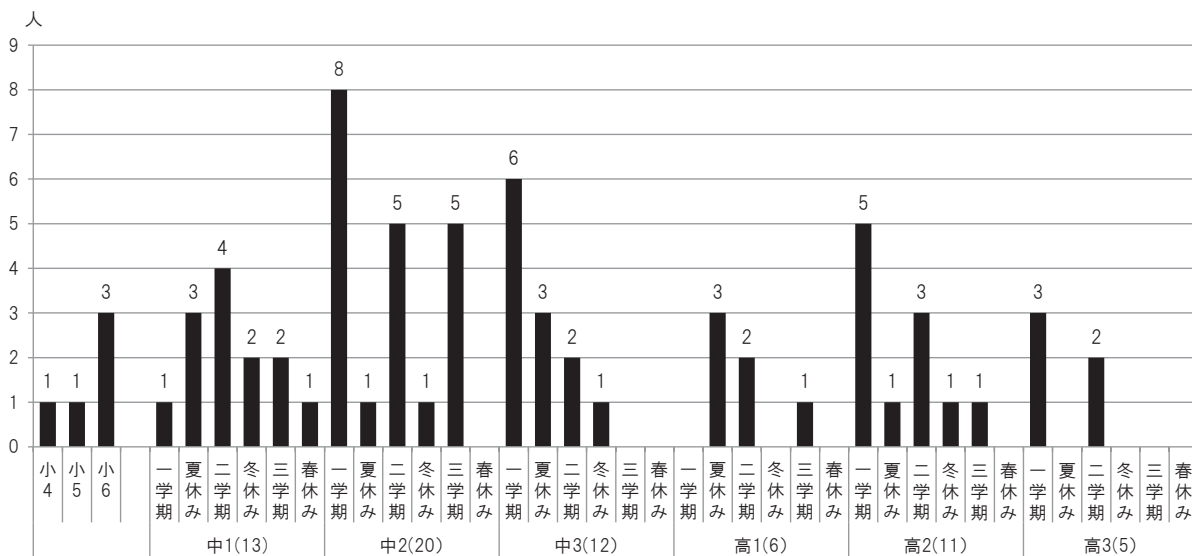


図1 校種別・学年別にみた自殺のあった時期 (学期および長期休暇)

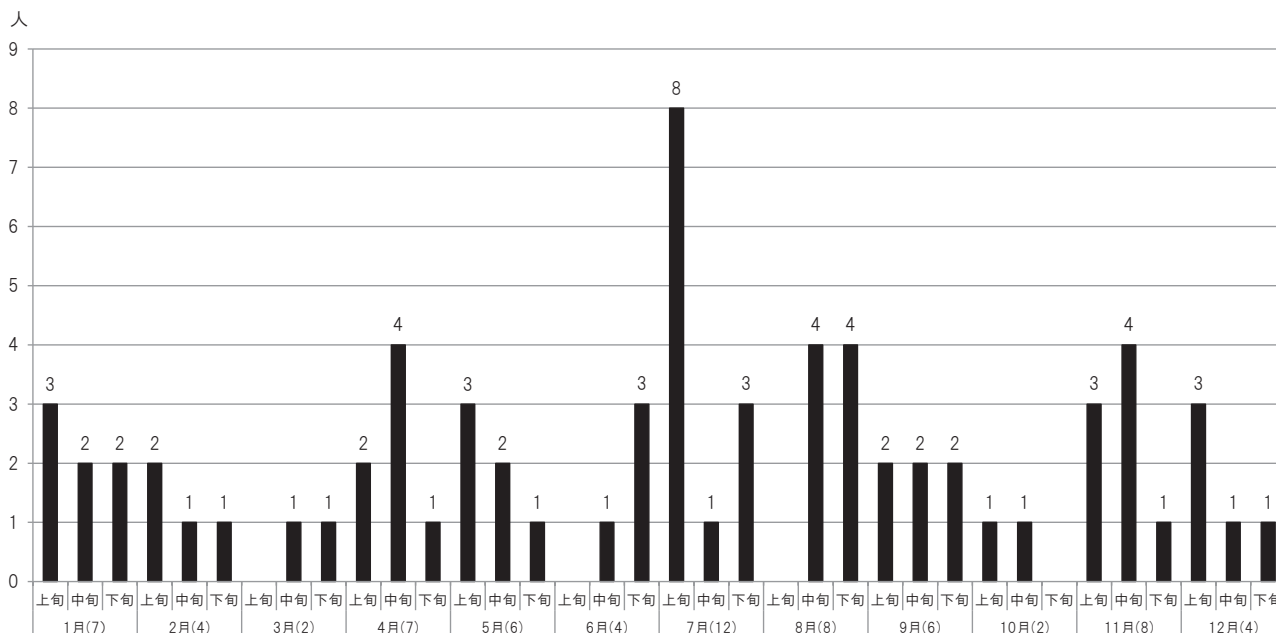


図2 月別・旬間別にみたいじめ認定の自殺死亡数 (小中高)

IV. 考 察

1. いじめが関連した自殺の実態

1) 文科省自殺統計—置かれていた状況 (いじめの問題)

本研究は、平成24 (2012) 年4月より8年間の間に起こったいじめが関連した自殺のうち、令和3年8月末までにいじめが認定された72例について検討を行った。表2で比較したように校種別学年別に見ると、本研究は令和元年度を除き文科省自殺統計 (いじめの問題) とほぼ一致、もしくは本研究のほうがやや多かった。この点については、指針が示された以降、自死をした児童生徒に対する学校や教育委員会の「置かれていた状況」の把握と、第三者委員会の調査によるいじめ認定に大きな差が無かったことを意味している。今日では学校や設置者がうやむやにしてしまうことが少なくなり、逆に警察と協

力したり指針に基づく基本調査の結果を踏まえるなどして、自殺に至った児童生徒の状況を早い段階で正しくとらえていると言える。

そして本研究が文科省自殺統計 (いじめの問題) より少し多かった点については、「置かれていた状況」で見落とされていたいじめが、第三者委員会による調査によって明らかにされたケースが存在することを示しており、それにはわずかではあるが隠蔽や不誠実なケースも含まれている⁵⁾。以上より、新聞報道を主に用いた本研究は、文科省自殺統計 (いじめの問題) を補完し実態に即した統計にすることを果たせたと言える。

また本研究は、いじめが関連した自殺における新聞報道の役割を確認することにもなった。いじめ重大事態に係る調査結果は、担当課から記者ブリーフィング (報道機関への簡単な事情説明) がなされたり、教育委員会に

表3 校種別にみた性別と自殺（いじめ認定の有無別）との関連

校種	いじめ認定 有無	男子		女子		合計		χ^2 値	p
		人	(%)	人	(%)	人	(%)		
中学校	あり	26	(7.7)	18	(7.9)	44 _{※2}	(7.8)	0.008	1.000
	なし	312	(92.3)	210	(92.1)	522	(92.2)		
	計 _{※1}	338	(100.0)	228	(100.0)	566	(100.0)		
高等学校	あり	14	(1.5)	8	(1.7)	22	(1.5)	0.726	0.820
	なし	939	(98.5)	459	(98.3)	1,398	(98.5)		
	計 _{※1}	953	(100.0)	467	(100.0)	1,420	(100.0)		

※1 合計欄にある男女別自殺死亡数は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」にある性別校種別自殺死亡数の平成24～令和元年度の合計である。

※2 性別不明1名を除いている。

表4 校種別にみた学年別と自殺（いじめ認定の有無別）との関連

校種	いじめ認定 有無	1年		AR	2年		AR	3年		AR	4年 _{※2}		合計 人 (%)	χ^2 値	p	
		人	(%)		人	(%)		人	(%)		人	(%)				
中学校	あり	13	(12.6)	1.94	20	(11.1)	1.90	12	(4.2)	3.26			44	(7.8)	10.851	0.004
	なし	90	(87.4)	-1.94	160	(88.9)	-1.90	271	(95.8)	-3.26			522	(92.2)		
	計 _{※1}	103	(100.0)		180	(100.0)		283	(100.0)				566	(100.0)		
高等学校	あり	6	(1.6)		11	(2.3)		5	(1.0)		0 _{※3}	(0.0)	22	(1.5)	3.764	0.288
	なし	378	(98.4)		463	(97.7)		416	(99.0)		55	(100.0)	1,398	(98.5)		
	計 _{※1}	384	(100.0)		474	(100.0)		421	(100.0)		55	(100.0)	1,420	(100.0)		

χ^2 検定 AR: adjusted residual: 調整済み残差値

※1 合計欄にある学年別自殺死亡数は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」にある学年別校種別自殺死亡数の平成24～令和元年度の合計である。

※2 修業年限が3年以上の定時制及び通信制課程

※3 最小期待度数は0.85であった。なお期待値が5未満のカテゴリは12.5%であった。

よる記者会見があらかじめ報道各社に知らされる。いじめが関連した自殺は社会的関心が非常に高いことから、答申はほぼ報道されると考えられる。新聞社は従来からいじめが関連した自殺の真相究明に力を入れてきたが⁹⁻¹¹⁾、何があったのか知りたいと願う遺族の立場に寄り添いながら第三者委員会の調査結果の報道を行なっている¹⁶⁾。そして性別や学年といった項目に限った定量的な検討であれば、指針が示された以降は調査報告書を手しなくても、こうした新聞報道で十分な情報が得られる。

表2において文科省自殺統計（いじめの問題）に反映されない「いじめが関連した自殺」の存在が明らかになった。いじめ認定に平均で1年半から2年程度の時間がかかる以上、今後も文科省の統計はいじめの疑いによる自殺の実態を示しきれない統計となる。「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」での自殺統計（いじめの問題）では、例えば暫定値であることや、後日に数値変更となる場合があることを明記するなど、なんらかの整備や工夫が必要であると思われた。直接であれ間接であれいじめが関連した自殺を無くすためにも、文科省は数年に1回程度の頻度で、

訂正された自殺統計（いじめの問題）を公表し、性別や学年、時期といった基本的な情報も示すことが求められる。多くのいじめが関連した自殺は新聞報道がなされていることより、遺族に配慮をし個人情報に十分に留意すれば校種以外の客観的なデータを盛り込むことは可能なはずである。

2) 性別・学年別のいじめが関連した自殺死亡数

本研究ではいじめ認定された自殺72例について、性別や学年の単純集計を行った後に統計分析を行った。その結果まず単純集計で、中学生と高校生の性別では男子生徒に多く、男女比がおおよそ6:4であった。学年別では中学生では2年生が20人（44.4%）、高校生で2年生が11人（50.0%）と、いずれも約半数を占めていた。

性別と学年別の関連について、文科省の性別学年別の自殺死亡数を用いて統計的に検討すると、表3よりいじめが関連した自殺の性差は元々の中高生の自殺全体に見られる性差と変わらなかった。つまり元々男子生徒の自殺が多いから男子生徒のいじめが関連した自殺も多かったのである。しかし、学年差については、表4で示したように中学生では3年生が有意に少なかった。つまり中

学生のいじめが関連した自殺については元々の学年差とならず、1～2年生に比較的多いことを示す結果となった。

3) 学期別、月別、曜日別のいじめが関連した自殺死亡数

図1では、いじめが関連した自殺のあった日付を各学期や長期休業に適宜振り分けて、自殺の発生した時期を視覚化した。その結果、中学生と高校生は、いずれも2年1学期に自殺が多かった。図2では月別・旬間別のいじめが関連した自殺を視覚化し、7月上旬は際立って多かった。その8例の背景にはいずれも継続したいじめが確認された。部活や試験に関係したのも複数あったことから、7月上旬にみられる定期試験や部活動の環境の変化(3年生引退)などが被害者と加害者双方になんらかの影響を与えた可能性も考えられた。

最近の児童生徒の月別自殺者数を見ると、平成28(2016)～令和元(2019)年の4年間の小中高の自殺死亡総数では、9月が139人と最も多く、次いで1月の135人だった¹⁷⁾。逆に7月は105人であり最も少ない11月の98人から順に3番目と少なかった。本研究ではいじめが関連した自殺は7月に多かったが、児童生徒において自殺の多い月といじめが関連した自殺の多い月は異なっている点が注目された。

次に自殺の多い曜日については、一般的に、成人も含めた全自殺では月曜日が突出して多く、曜日が進むにつれて減少し、土曜日が最も少なく日曜日が2番目に少ない¹⁸⁾。児童生徒のいじめが関連した自殺も土曜日が最も少なく次いで日曜日が少なかったことから、この点は全自殺と一致していた。しかし水曜日が多かったことは大きく異なっている。水曜日の16例の中には、1時間目に出席をしていたものの自殺をした例や、「学校がしんどいです。もう無理です。たえられませんでした」と遺書を残した例があった。これらより学校生活の継続を最後まで努力をしたが、追い詰められた状況が週の途中に現れたため多かったのではと考えられた。

2. 形式知による自殺予防

内閣府は自殺対策白書(平成27年版)の中で、「18歳までの日別自殺者数(第4-5図)」というグラフを掲載した¹⁹⁾。これは過去約40年間の平均した18歳までの日別自殺者数を折れ線グラフで示したもののだが、夏休み明けの9月1日に自殺が突出して多く、次いで春休み明けの4月上旬やゴールデンウィーク明けに増えることを示している。グラフが公表されて以降、ある自治体では教員を対象とした自殺関連の研修を、それまでの11月実施から意図的に夏季休業中に変更して実施されるようになった²⁰⁾。また、グラフによって教員は“長期休業のあとに自殺対策を心がけること”という目的を持った行動の根拠を得た。

これまで教育現場では「子どものサインを見逃さない」ことが自殺予防で重視されてきた¹⁹⁾。「サイン」は事故傾性や自傷行為、家出や別れの用意などを指すが²¹⁾、刻々と変化する実際の児童生徒の生活の場面は明示されにく

い。また「見逃さない」という、日々の業務の中で求められる“気づく力”とは経験にはかならない。つまり、学校における自殺予防で必要とされることは、教員個々が持つ「経験知」や「暗黙知」だった。しかし、内閣府が示した「9月1日に自殺が多い」という客観的な情報は「形式知」であり、この「形式知」は「暗黙知」との相互作用によって、教育現場に一層の合理的な行動をもたらした。

いじめが関連した自殺について統計解析を用いた定量的分析はこれまでになされたことがない。本研究によって、いじめが関連した自殺の多い性や学年、月や曜日がわかり、また性や学年については統計的に分析された結果が示された。この結果、いじめが関連する自殺の予防における「形式知」となる情報を単純集計やグラフによって示すことができた。学校の内外にあるいじめの疑いがある児童生徒の危機対応においては、図表や説明文で明示できる「形式知」を導入することが、現状として個々の経験に頼らせている教員の心身の負担を軽減させる。例えば図1より中学2年や中学3年、高校2年の1学期は生徒間のトラブル等に慎重に対応し、教室や部活での人間関係に配慮すること、図2より7月上旬は生徒の変化に注意をすることが求められる。これら「形式知」は合理的根拠に基づく行動を促し、最終的に学校におけるいじめ問題や自殺に関する対策を前進させるものと考えられる。これまでどおり、いじめ問題や自殺問題の予防にはいじめアンケートやSOSのサインを見逃さないことが重要であることは間違いない。これに加えてデータや図表による知識を持って対策を推進していくことが求められる。

3. 本研究の限界

本研究はいじめが関連した自殺を第三者委員会が認定したものと定義した。しかし全ての第三者委員会の答申が新聞報道等されてはおらず、したがって表2にある文科省自殺統計(いじめの問題)および本研究の集計値にもいまだ暗数があることは否定できない。この8年間に、いじめの疑いがある重大事態でまだ調査中(再調査中を含む)の事例が少なくとも7例(中学生3例、高校生4例)ある。詳細は中学生で平成29(2017)年度の1年女子(調査中)、平成30(2018)年度の2年男子(調査中)、それに令和元(2019)年度の1年男子(調査中)がある。また高校生で平成27(2015)年度の1年男子(最初の調査でいじめなし、再調査中)と平成28(2016)年度の1年男子(委員会解散後再調査中)、平成30(2018)年度の2年男子(調査中)、令和元(2019)年度の1年男子(調査中)がある。この調査中の7例に第三者委員会によるいじめ認定があった場合、性や学年別に検討した本研究の分析結果が異なっていく可能性がある。

次に、本研究はいじめと自殺の関係性について深く検討を行っていない。いじめに関する自殺の予防に資する研究を行う場合、いじめと自殺との関連にも焦点をあてて量的に分析すべきであった。本研究のいじめが関連し

た自殺としたものは、いじめと自殺の因果関係が整理されていない。第三者委員会の答申には因果関係は明白だと認めたもの、いじめが多くの変因の中の一変因としたもの、いじめは自殺と因果関係はないとしたものなどがある。これらを区別せずに「いじめが関連した自殺」としている点は本研究の課題である。

V. 結 語

平成23(2011)年の指針以降、いじめにより自殺した疑いがあると認められた場合は第三者委員会による調査が行われることになり、また文科省自殺統計も「置かれていた状況」を集計することで、より正確なものとなった。本研究は文科省自殺統計(いじめの問題)を第三者委員会のいじめ認定に関する新聞報道から補完することができた。新聞報道は「文科省自殺統計(いじめの問題)」と同じもしくは多いことから、新聞報道を用いたいじめが関連した自殺の定量的な研究が可能となった。過去8年間のいじめが関連した自殺72例を用いて、自殺の実態について単純集計を行ったところ、中学と高校では男子が多く、また学年では2年生に多かった。統計的に分析すると、性差は関連がなく、学年差では中学3年で有意に少なかった。また、学期別の自殺死亡数をグラフ化すると中学2年1学期に顕著に多かった。さらに月別では7月上旬、曜日別では水曜日に多かった。本研究によっていじめが関連した自殺について、説明文やグラフによる形式知化が行なわれたが、これによってこれまでのいじめ問題の対策を充実させることが期待された。いじめが関連した自殺の一層の定量的な分析を進めるためにも、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」にあるいじめの問題の統計においては、追加訂正や校種だけでなく性別や学年など客観的情報の公表が求められた。

謝 辞

本研究の一部は日本学校保健学会第66回学術大会(令和元年11月30日、於：国立オリンピック記念青少年総合センター)で発表した。また、情報提供をしていただいた(一社)ここから未来の武田さち子氏に深甚より感謝申し上げます。本研究はJSPS科研費20K02520の助成を受けたものです。

文 献

- 1) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(平成24～令和元年度) Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm Accessed September 2, 2021
- 2) 警察庁生活安全局生活安全企画課：年中における自殺の状況付録(平成24～令和元年度) Available at : <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/jisatsu.html> Accessed September 2, 2021
- 3) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議：添付資料3 子どもの自殺が起きたときの調査の指針(平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ)。平成23年3月 Available at : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_1/gaiyou/1306734.htm Accessed September 2, 2021
- 4) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課：子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針 平成26年7月1日 Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406200.htm Accessed September 2, 2021
- 5) 取手中3自殺「いじめ隠蔽」、市教委謝罪へ保護者会で。毎日新聞、2018年3月19日、毎日新聞Web。 Available at : <https://mainichi.jp/articles/20180319/k00/00e/040/206000c> Accessed September 2, 2021
- 6) いじめの有無明言せず東明館中2自殺で会見。佐賀新聞、2020年7月10日、佐賀新聞Live。 Available at : <https://www.saga-sco.jp/articles/-/546008> Accessed September 2, 2021
- 7) 末光正和：現代社会におけるいじめの構図「大河内清輝君いじめ自殺事件」の考察を通して。共創福祉 3(1), 31-39, 2008
- 8) 末光正和：「大河内清輝君いじめ自殺事件再考」—現代社会における子ども問題をとらえる視点。共創福祉 3(2), 47-55, 2008
- 9) 共同通信大阪社会部：大津中2いじめ自殺 学校はなぜ目を背けたのか、PHP研究所、東京、2013
- 10) 毎日新聞社会部：総力取材「いじめ」事件、毎日新聞社、東京、1995
- 11) 中日新聞本社・社会部：清輝君がのこしてくれたもの—愛知・西尾中2いじめ自殺事件を考える、海越出版社、名古屋、1994
- 12) 山崎鎮親：〈検証〉この三年間のいじめ自殺事件(上)。教育 48(3), 100-103, 1998
- 13) 山崎鎮親：〈検証〉この三年間のいじめ自殺事件(下)。教育 48(4), 110-112, 1998
- 14) 武田さち子：あなたは子どもの心と命を守れますか！—いじめ白書「自殺・殺人・傷害121人の心の叫び!」、WAVE出版、東京、2004
- 15) 武田さち子：いじめ防止対策推進法施行(2013/9/28)以降の重大事態 調査委員会。2020年10月15日 Available at : http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html Accessed September 2, 2021
- 16) 井上駿：第三者委は遺族の願いに応えよ—事実解明には報道機関の検証が必要。新聞研究 793:16-19, 2017
- 17) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議：令和3年度 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ Available at : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/164/index.html Accessed September 2, 2021
- 18) 厚生労働省自殺対策推進室：地域における自殺の基礎資

- 料（平成24～令和元年） Available at : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140901.html> Accessed September 2, 2021
- 19) 内閣府編集：自殺対策白書（平成27年版），82-83，勝美印刷，東京，2015
- 20) 八戸市総合教育センター：心のケア研修講座（2017年8月17日）https://nblog.hachinohe.ed.jp/e8center/year_2017_month_8_1.html Accessed December 16, 2021
- 21) 文部科学省：教師が知っておきたい子どもの自殺予防。2009
- （受付 2021年9月24日 受理 2022年3月28日）
代表者連絡先：〒030-8505 青森県青森市大字浜館字間瀬58-1
青森県立保健大学健康科学部（瀧澤）